
安心住宅リフォーム支援補助金 Q & A

令和 8 年 8 月作成

(目次)

1	抽選について.....	1～2 ページ
2	対象となる住宅について.....	3～4 ページ
3	対象となるリフォーム工事について.....	5 ページ
4	対象者について.....	6 ページ
5	リフォーム業者について.....	7 ページ
6	補助金額について.....	8 ページ
7	申請の方法及び期間について.....	9 ページ
8	工事内容の変更について.....	10 ページ
9	リフォームアドバイザーについて.....	11 ページ
10	その他.....	12 ページ

1 抽選について

Q. 先着順ですか。

A. 先着順ではありません。抽選申込期間に定員を超えての抽選申込みがあった場合は抽選となり、当選した方のみが補助金を申請できます。

Q. 誰が申込者として抽選に申込みますか。

A. 補助対象の要件を満たし、建物の所有者かつリフォーム工事の発注者となる方を申込者としてください。抽選から実績報告までの申請で添付する各種書類（見積書、契約書、領収書等）の宛名、補助金の振込口座の名義を申込者と統一してください。

Q. 抽選は1人何件まで申し込めますか。

A. 1人1件のみです。工事の発注者となる方を申込者としてください。同一の住宅に対し複数の抽選申込みがあった場合は、1件の申込書だけが抽選対象となります。

Q. 当選したらすぐに工事を始められますか？

A. すぐには着工できません。交付申請書類を提出し、交付決定通知書が交付されてから着工してください。交付決定通知書の交付前の着工や、既に完了している工事は補助の対象外となります。交付決定通知書は交付申請書類の審査後、内容に問題がなければ申請者住所へ発送されます。

※審査には、交付申請書類に不備がない場合で1週間程度（市税の完納証明書を提出の場合）～3週間程度（市税の納付状況調査確認同意書を提出の場合）かかります。

Q. 申込者はこの補助金の交付決定を受けたことはないが、建物の共有者は申請住宅に関して過去に交付決定を受けたことがあります。問題ありませんか。

A. 補助要件から外れているため補助を受けることはできません。ただし、建物の共有者が申請住宅とは別の住宅に関して交付決定を受けている場合は、補助の対象となります。

Q. 抽選に落選した場合、また抽選申込みできますか。

A. 抽選に参加できるのは同年度内に1度のみです。今年度の前期の抽選に申込みをされた方は後期の抽選には申込みすることはできません。

Q. 当選したが、交付申請はしないことにした。どうすればよいか。

A. 速やかに住宅政策課までご連絡ください。

Q. 水戸市内に所有する2棟の住宅を同時にリフォームしたいが、抽選に申込みますか。

A. 賃貸住宅でなければ申込みます。ただし、当選した場合の補助の上限額は2棟合わせて10万円となります。

抽選申込書の記入方法が通常と異なるため、抽選申込みの際は必ず住宅政策課へご相談ください。

Q. 父親が所有する敷地に建っている父親名義の住宅と自分（息子）名義の住宅を、それぞれ同時にリフォームをしたい場合でも抽選に申込みますか。

A. 申込みは可能です。建物の所有が別々の場合、各自で抽選申込みしてください。

Q. 父親が所有する住宅に息子夫婦のみが住んでおり、息子が住宅のリフォームを行う場合の抽選の申込者は誰になりますか。

A. 住宅の所有者（父親）が抽選申込みを行ってください。また、リフォーム工事の発注者も父親である必要があります。

Q. 父親所有の親子2世帯住宅をリフォームする場合、世帯毎に申込みできますか。

A. 住宅の所有者（父親）が抽選申込みを行ってください。また、リフォーム工事の発注者も父親である必要があります。

2 対象となる住宅について

Q. 賃貸住宅は対象になりますか。

A. 対象外です。

Q. 分譲マンションは対象になりますか。

A. 対象となります。ただし、専有部分に限ります。

Q. 自らは住んでいない水戸市内に所有する住宅をリフォームする場合は、対象になりますか。

A. 対象となります。ただし、不動産賃貸業を営んでいる場合などは対象外です。

Q. 空き家は対象になりますか。

A. 対象となります。

Q. 店舗や事務所は対象になりますか。

A. 対象外です。ただし、店舗併用住宅の場合は、住宅専用部分のみ対象となります。

Q. 不動産業を営むものだが、自己の住宅をリフォームする場合でも対象とならないか。

A. 収益を目的とした住宅ではない場合は対象となります。

Q. 既に終わったリフォーム工事や実施中のリフォーム工事は対象になりますか。

A. 対象外です。着工前の申請が必須です。

Q. 建築確認は受けているが、未登記の住宅は対象になりますか。

A. 対象となります。ただし、所有者と建築年月日を確認するため、家屋の評価額証明書（備考欄に建築年月を記載したもの）の提出が必要となります。

Q. 所有者が死亡し、相続の手続中で相続人が確定していない住宅でも、対象になりますか。

A. 申請できる方は所有者となりますので、相続人が確定している必要があります。

Q. 所有者が死亡し、相続人が確定しているが、登記の名義を変更していない住宅は対象になりますか。

A. 申請者が対象住宅の固定資産税を納付している場合に限り対象となります。固定資産税の納税通知書及び課税明細書、又は名寄帳の写し等を提出してください。また、相続関係説明図と法定相続人全員の同意書が必要となります。

Q. 建築確認を行っておらず、登記もしていないので建築年月日を証明できないが、対象となりますか。

A. 対象外です。建築確認日の確認が必要となります。

Q. 水戸市内に所有する2棟の住宅を同時にリフォームしたいが、対象になりますか。

A. 対象となりますが上限額は2棟合わせて10万円となります。

Q. 父親所有の敷地に建っている父親の住宅と自分（息子）の住宅を、それぞれ同時にリフォームをした場合でも対象になりますか。

A. 対象となります。その場合、父親と息子がそれぞれ申請する必要があります。

Q. 住宅のリフォームと合わせて崩れかけている塀も直そうと考えているが対象となりますか。

A. 住宅のリフォームは対象となりますが、塀などの外構工事は対象外です。

Q. 昭和56年6月1日以前に建築確認を受けて建てた住宅で耐震補強工事を行っていないが、対象となりますか。

A. 木造住宅耐震診断結果報告書などにより耐震性が確保されていることが証明できる住宅の場合は対象となります。

Q. 昭和56年6月1日以前に建築確認を受けて建てた住宅ですが、昭和56年6月1日以降に増築した場合は、対象となりますか。

A. 増築をした際に、建築確認を受け、検査済証の発行を受けた住宅であれば対象となります。

Q. 水戸市からは課税されていないが、他市町村の税金を滞納している場合、対象になりますか。

A. 対象外です。

3 対象となるリフォーム工事について

Q. 過去に自己資金のみで増築した部分をリフォームしようと考えているが、対象になりますか。

A. 増築をした際に、建築確認を受け、検査済証の発行を受けた住宅であれば対象となります。

Q. 店舗だった部分を居宅にするリフォームを行おうと思いますが、対象になりますか。

A. 対象となります。

Q. 住宅の一部をリフォームして車庫にしようと考えているが、対象になりますか。

A. 対象外です。居住に係る工事のみ対象となります。

Q. 現在の住宅を取り壊し改築する場合も対象になりますか。

A. 対象外です。

Q. 足場の設置・解体の費用も補助の対象となりますか。

A. 補助対象工事に必要な場合は対象となります。

Q. 息子夫婦と同居することになったので、住宅を増築しようと考えているが、対象になりますか。

A. 増築は対象外です。既存の住宅の改修に係る工事以外は対象となりません。

Q. 内装のリフォームと合わせてエアコンも新調したいが対象となりますか。

A. 天井埋め込み型などは対象となりますが、壁掛け型など、住宅から独立した機器としての性格が強いものは対象外となります。

4 対象者について

Q. 所有が共有名義の場合、申請者は誰になりますか。

A. 共有者のうち、工事の発注者となる方が抽選申込みをしてください。当選後、抽選申込者を申請者として申請できます。なお、交付申請時に共有者の同意書の提出も必要です。

Q. 共有者が既に死亡している場合、同意書の提出は不要ですか。

A. 死亡した共有者の法定相続人全員の同意書と相続関係説明図が必要となります。

Q. 父親が所有する敷地に建っている父親の住宅と自分（息子）の住宅を、それぞれ同時にリフォームをした場合でも対象になりますか。

A. 対象となります。その場合、父親と息子がそれぞれ申請する必要があります。

Q. 父親が所有する住宅に息子夫婦のみが住んでおり、息子が住宅のリフォームを行う場合の申請者は誰になりますか。

A. 申請者は父親となります。また、リフォーム工事の発注者も父親である必要があります。

Q. 父親所有の親子2世帯住宅をリフォームする場合、世帯毎に申請できますか。

A. 父親のみ申請できます。

Q. この補助金をもらってリフォームした住宅を購入した場合、次の所有者は申請できますか。

A. できます。

Q. 現住所と登記事項証明書の住所が異なるが、対象になりますか。

A. 対象となります。ただし、登記事項証明書の住所から現住所に移るまでの履歴がわかる書類が必要となります。

5 リフォーム業者について

Q. 自分でリフォームを行う場合も対象になりますか。

A. 対象外です。市内の建設業者等へ工事を発注する必要があります。

Q. 市内で建設業を営んでいますが、自宅を自らリフォームした場合、対象となりますか。

A. 工事請負により行う場合は対象となります。ただし、その場合、適正な価格であるか審査するため、参考見積もりを取ってもらう必要があります。

Q. 個人の大工さんにリフォームを依頼する予定ですが、経歴を証明する書類は何か必要ですか。

A. 事業者の方から聞き取ったリフォーム経歴を交付申請書に記載してください。

Q. 複数の業者と契約して工事を行う場合は対象になりますか。

A. 対象となります。その場合、複数事業者の見積書を基に工事費を合算して申請することとなります。

Q. 大手ハウスメーカーにリフォームを依頼したいが、水戸市に支店しかない場合でも対象になりますか。

A. 対象外です。水戸市内に本店を有する建設事業者への工事依頼が必須です。

Q. 工事を依頼する業者は水戸市内の業者だが、工種によっては、市外の業者が下請けになる場合、対象となりますか。

A. 工事請負の相手方が水戸市内の業者であれば対象となります。ただし、工事を一括して別の業者に請け負わせる場合は対象外となります。

6 補助金額について

Q. 補助金額はいくらですか。

A. 補助対象経費に補助率 10% を乗じた金額で、上限 10 万円となります。

Q. 工事費が 50 万円以上かかりますが、業者が市内業者と市外業者の両方になります。対象となりますか。

A. 市内業者が行う工事のみ対象となります。また、市内業者が行う工事費の合計が 50 万円以上である必要があります。

Q. リフォーム補助金を 5 万円受給しましたが、上限額は 10 万円なので残りの 5 万円分について再度申請することはできますか。

A. できません。

Q. 最終的に当初の見積額より費用が多く掛かった場合、補助金もその分多く交付されますか。

A. 変更等承認申請書を提出し、追加工事等が補助対象経費として認められる、かつ、当初の交付決定額が 10 万円未満の場合は、当初より多く交付されます。

Q. 工事完了後、複数の業者から請求があったが、市外の業者からの請求が含まれていた場合、補助金を受け取れますか。

A. 申請書に記載された市内業者からの請求分のみ補助の対象となります。

Q. 申請の際の見積もりでは 50 万円以上だったが、完了後の支払が 50 万円に満たなかった場合でも補助金は交付されますか。

A. 交付されません。補助要件から外れるため交付決定の取り消し事由となります。

Q. 当初の見積額より実際の費用が値引き等により減額した場合でも、交付決定額は交付されますか。

A. 実際に掛かった費用が補助対象経費となりますので、交付決定額は減額されます。また、経費の変更になりますので、変更等承認申請書を提出していただく場合があります。

7 申請の方法及び期間について

Q. 郵送や代理による申請は可能ですか。

A. 可能です。ただし、書類に不備があった場合は、本人に来庁いただくこととなります。郵送の場合は受付期間内必着で提出してください（消印有効ではありません）。代理人による提出の場合は委任状(任意様式。必須事項あり)が必要です。

Q. 交付申請書を提出しましたが、工事着工はいつすればいいですか。

A. 交付決定後です。交付決定通知書を発送しますので、到着後に着工してください。

Q. 補助金の申請期間はいつですか。

A. 当選後、定められた申請期間内に申請してください。また、着工の前に交付決定を受ける必要があります、申請から交付決定までは通常1～3週間かかります。

8 工事内容の変更について

Q. 申請後、工事の内容が変更になりましたが何か手続きは必要ですか。

A. 変更工事前に、変更等承認申請書の提出が必要です。

Q. 年度内に工事が完了できなくなりました。どうすればよいか。

A. 速やかに住宅政策課までご連絡ください。

Q. 事業完了前に申請者が死亡した場合、家族が代わりに補助金を受け取れますか。

A. 住宅の所有権を相続した方が、引続きリフォーム工事を行う場合可能です。

9 リフォームアドバイザーについて

Q. リフォームアドバイザーとはなんですか。

A. 茨城県が創設した資格制度で、木造住宅耐震診断士を対象に、リフォームに関する専門的な講習を受けた方です。

Q. リフォームアドバイザーを派遣してほしいのですが、どうすればいいですか。

A. リフォームアドバイザーの派遣制度は、茨城県建築士事務所協会で行っております。建築士事務所協会にお申込みください。

Q. リフォームアドバイザーの助言は有効なのですか。

A. リフォームアドバイザーは、リフォームに関する専門知識を有した建築士です。専門家の立場でアドバイスをを行います。

Q. リフォームアドバイザーの派遣は有料ですか。

A. 有料ですが、費用の半分が補助されます。ただし、工事代金と合わせて 10 万円が上限となります。

Q. リフォームアドバイザーの派遣のみの申請は可能ですか。

A. アドバイザー派遣のみでは対象外です。リフォーム工事を行うことが必要となります。

10 その他

Q. 介護保険によるリフォームを同時に行う場合、対象となりますか。

A. 介護保険など、他の補助金等の対象となる経費を除いた部分のみ対象となります。

Q. リフォーム業者を紹介してもらえますか。

A. 市では紹介はしていません。茨城すまいづくり協議会でリフォームに関する総合的な相談を受け付けていますので、御相談ください。電話番号は 029-305-7771 です。

Q. 耐震補強工事を行いたいですが補助金などはありますか。

A. 市建築指導課において、耐震改修の補助金があります。申請要件があるので詳しくはお問い合わせください。電話番号は建築指導課指導第 2 係 029-232-9210 です。

Q. 水戸市安心住宅リフォーム支援補助金事業は来年度以降も継続されますか。

A. 本事業の来年度以降の実施については未定です。実施の有無を含めて、来年度以降の事業について決まり次第、本市ホームページ等でお知らせいたします。